

二級小型船舶操縦免許取得委託契約仕様書

京都市消防局警防部警防課

(担当：嶋田、加木 075-671-2119)

1 委託事項

- (1) 二級小型船舶操縦士の国家試験を受験するための準備講習の実施
- (2) 国家試験の受験申請その他免許の取得に係る事務

2 対象人数

5名

3 委託期間

令和8年6月1日から令和8年9月25日まで

4 講習場所

京都市近郊

5 講習内容

- (1) 学科講習及び実技講習とし、対象者が国家試験に合格し得る知識及び技能を付与することとし、各々1日のプログラムであること。
- (2) 講習内容には、学科試験対策及び実技試験対策が含まれていること。
- (3) 学科講習及び実技講習は、学科試験及び実技試験を想定したプログラムであること。

6 国家試験受験事務

- (1) 国家試験の申込みから免許申請まで、受託者が一括して行うこと。
- (2) 身体検査は、学科試験と併せて受検させること。

7 その他

- (1) 受託者は、受講生が国家試験に合格し得る知識及び技能を習得できる教材等を準備すること。
- (2) 学科講習及び実技講習の終了後、「完了届」を発行すること。
- (3) 受託者は、操縦免許取得推進協議会が認定する優良教習所の認定を受けていること。
- (4) 契約後直ちに、受託者は優良教習所の認定を受けている旨を証する書面の写し等を消防局警防部警防課に提出すること。
- (5) 受託者の旅費等の必要経費は、全て受託者の負担とする。
- (6) 京都市外の業者も対象とする。
- (7) この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、当局担当者と協議すること。

8 見積書の提出方法等

- (1) 見積書の宛先は、「京都市長」とすること。
- (2) 見積金額は、「消費税及び地方消費税相当額」を除いた金額を記載し、その旨を明記すること。
- (3) 見積書は、5月26日（火）までに、FAX（075-671-2137）、メール（shobokyujo@city.kyoto.lg.jp）、郵送又は持参のいずれかの方法により、当局担当（嶋田又は加木）まで提出すること。
- (4) 契約が決定した業者のみに連絡するもの。
- (5) 見積書に担当者名を記載すること。メールによる提出の場合は、メールアドレスも記載すること。